

「情報公開文書」

受付番号：2022-4-163

課題名：精神神経疾患の原因解明および診断法・治療法の開発に関する研究

研究責任者：田宮元

1. 研究の対象

東北メディカル・メガバンク事業のコホート調査に参加された方

2. 研究目的・方法

【研究期間】

2023年2月（倫理委員会承認後）～2025年3月

【研究目的】

双極性障害はうつ状態と躁状態を繰り返す気分障害の一種です。双極性障害の患者数は比較的多いものの、未だ病気の原因が解明されておらず、治療法も十分でないことから、大きな社会的負担となっています。これまでの研究により双極性障害の発症には、遺伝子が大きく寄与することが知られており、遺伝子をコードするゲノムDNAの情報を分析することが、病気の原因の理解と治療法の開発に重要と考えられています。

本研究は、双極性障害に対して大きく寄与する新規の遺伝子や変異を探索します。

【研究方法】

本研究は順天堂大学と共同で行います。順天堂大学で収集した双極性障害の患者さん由来のDNAを、東北メディカル・メガバンク機構のゲノム解析装置で分析します。また、東北メディカル・メガバンク事業のコホート調査に参加された方の解析済みゲノムデータと比較することで、双極性障害の患者さんに多く見られる変異を同定します。これらのDNA情報の分析は東北メディカル・メガバンクが管理・運用する非常に堅固なセキュリティのスーパーコンピュータ内で行われます。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：生年月、性別、ゲノム情報、質問表（病歴、うつ傾向、ストレスの強さ）、血液検査、尿検査、聴力測定、眼科検診データ

4. 外部への試料・情報の提供

本研究は共同研究機関と協力して行います。共同研究先にはバリエーションの位置や集団における頻度・品質情報、年齢、性別や表現型等の分布や割合等の統計情報を電子メール等を用いて共有し、解析ソフトウェアの開発・品質評価等を協力して行います。

コホート参加者の情報の解析および保存はスーパーコンピュータ内で完結するため、東北メディカル・メガバンク機構が保管・管理し、共同研究先が保管することはありません。

5. 関係研究組織

東北大学東北メディカル・メガバンク機構 田宮 元

順天堂大学医学部精神医学講座 加藤 忠史

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 研究事務局

〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL : 022-274-2371

東北大学東北メディカル・メガバンク事業に協力された方で、本研究に限って試料・情報の利用を希望されない方は、下記までご連絡下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 地域住民コホート担当

〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL : 022-718-5161

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 三世代コホート担当

〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL : 022-718-5162

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。

(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする生命・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)＞

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合